審　　査　　基　　準

令和８年４月３日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第 101 条第６項
処 分 の 概 要：	免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第 95 条の６第１項及び第２項（免許証等の有効期間）、第 101 条第１項及び第７項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第 101 条の２の２第１項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第 101 条の３（更新を受けようとする者の義務）、第 101 条の４第１項から第３項まで（70 歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第 33 条の７（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第 37 条の６（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第 37 条の６の２（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第 29 条（免許証等の更新の申請等）第 29 条の２の２（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第１条（講習の基準）、第２条（講習の基準）
審　査　基　準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	申請の当日中（第 101 条の２の２第１項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については、免許情報記録の有効期間の更新の場合は当該申請の当日中、免許証の有効期間の更新の場合はおおむね１４日）
申　　請　　先：	運転免許課（各分室を含む）
問 い 合 わ せ 先：	福井県警察本部交通部運転免許課免許係 ０７７６－５１－２８２０（内線３７３）
備　　考：	